

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 3 月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第10号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後										
<p>附 則 1～21 [略]</p>	<p>附 則 1～21 [略] <u>22 特定管理職員で次の各号のいずれかに該当するものの平成23年4月から平成24年3月までの間に支給されるべき給料の特別調整額の月額は、第26条第1項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u> <u>（1） 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものとして知事が定める職員 100分の25</u> <u>（2） 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級又は7級であるもの（知事が定める職員を除く。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものとして知事が定める職員 100分の15</u></p>										
<p>別表第6 寒冷地手当の支給地域及びその区分（第40条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>支給地域</th><th>区 分</th></tr></thead><tbody><tr><td>札幌市</td><td>2級地</td></tr><tr><td>盛岡市</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	支給地域	区 分	札幌市	2級地	盛岡市	[略]	<p>別表第6 寒冷地手当の支給地域及びその区分（第40条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>支給地域</th><th>区 分</th></tr></thead><tbody><tr><td>盛岡市</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	支給地域	区 分	盛岡市	[略]
支給地域	区 分										
札幌市	2級地										
盛岡市	[略]										
支給地域	区 分										
盛岡市	[略]										

[略]
[略]

[略]

別表第7 寒冷地手当の世帯等の区分及び支給額（第40条関係）

支給地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
<u>2級地</u>	<u>23,360円</u>	<u>13,060円</u>	<u>8,800円</u>
4級地	[略]		
[略]	[略]		

[略]

[略]
[略]

[略]

別表第7 寒冷地手当の世帯等の区分及び支給額（第40条関係）

支給地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
4級地	[略]		
[略]	[略]		

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。